



# 19 自動車車庫等を含む

## 建築物の床面積の算定方法

### 《基本的考え方》

条例の整備基準を適用するに当たり、建築物の床面積の合計が一定規模未満の場合は、条例で届出等を定めている床面積に車庫等の床面積を算入しないことで、必要以上に規制対象としないこととしています。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準      ★福まち条例独自基準  
☆福まち条例独自基準（努力義務）

### 自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	★ <b>床面積</b> の合計が、2,000㎡未満の建築物については、 <b>建築物に関する整備基準</b> に定める床面積に、 <b>車庫等床面積</b> を算入しない。	条例第3条第2項 床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が、2,000㎡未満の特別特定建築物については、前項の規模に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しない。

### 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積	—
建築物に関する整備基準	「1廊下」から「18増築等」の適用範囲までの基準をいう	—
車庫等床面積	自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積	—